

東亜合成健康保険組合 理事長 殿

給与収入のみである旨の申立書

この度、被扶養者の認定（検認）を受けようとする者の収入につきまして、以下のとおり提出した労働条件通知書等に基づく給与収入のみであることを申し立てます。

- 1. 給与収入のみです（年金収入、事業収入、不動産収入等、その他の収入はありません）。
- 2. 労働契約の更新、労働条件の変更があった場合には、その都度、内容が分かる書面等を提出いたします。また、その他収入状況が変動した場合は申し出いたします。
- 3. 本申し立てが事実と相違している場合は、被扶養者の資格を遡って取り消しされること、貴健康保険組合が負担した医療費を返還することに異存ありません。

※認定対象者氏名は、認定対象者が自署してください。

認定対象者氏名		続柄	
認定対象者の勤務先名称			
労働契約上の年間収入見込額	円		

年 月 日

記号・番号

被保険者氏名